

令和3年5月臨時会

令和3年5月7日（金曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長

齋藤 淳 議事係 長

嶋田 愛 総括主任

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長

河内耕治 副町長

板坂憲助 教 育 長

真木吉雄 監査委員

後藤 浩 防災・危機管理監兼
総務課長

真木秀章 総務課主幹

牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課長

宇野 勝 まちづくり推進課長

矢作 勲 税務町民課長

堀米清也 健康福祉課長

増川 仁 農林振興課併
農業委員会事務局長

佐藤晃一 商工観光課長

須藤俊一 都市整備課長

今部憲治 上下水道課長

岸 康彦 会計管理者兼
会計課長

鈴木淳子 学校教育課長

◎ 議 事 日 程

令和3年5月7日（金） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程
- 議第4 1号 河北町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分について
- 議第4 2号 令和3年度河北町一般会計第2回補正予算について
- 議第4 3号 損害賠償の額の決定について
- 議第4 4号 損害賠償の額の決定について
- 議第4 5号 損害賠償の額の決定について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 議案の審議、採決
- 議第4 1号 河北町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分について
- 議第4 2号 令和3年度河北町一般会計第2回補正予算について
- 議第4 3号 損害賠償の額の決定について
- 議第4 4号 損害賠償の額の決定について
- 議第4 5号 損害賠償の額の決定について
- 日程第7 総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任
- 日程第8 議長の常任委員会委員辞退の同意
- 日程第9 広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 日程第10 組合議会議員の選挙
- (1) 東根市外二市一町共立衛生処理組合議会議員 3名
- (2) 西村山広域行政事務組合議会議員 3名
- (3) 河北町ほか2市広域斎場事務組合議会議員 3名
- 日程第11 議会選出各委員等の選挙
- (1) 国道112号・287号・48号山形中央横断道路整備促進期成同盟会委員 6名
- (2) 白水川改修促進期成同盟会委員 3名
- (3) 田井橋再架促進期成同盟会委員 6名
- (4) 最上川上流村山地区改修期成同盟会委員 1名
- (5) 国道287号西村山地区、主要地方道天童寒河江線・天童大江線整備促進同盟会委員 1名

- (6) 国道287号谷地橋四車線化促進期成同盟会委員 6名
- (7) 河北町社会福祉協議会理事 1名
- (8) 河北町社会福祉協議会評議員 1名

日程第12 町長委嘱選任の各種委員等の報告

追加議事日程第1号

日程第1 副議長の辞職の許可

追加議事日程第2号

日程第1 副議長志願者の所信表明

日程第2 副議長の選挙

追加議事日程第3号

日程第1 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可

日程第2 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年5月河北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、議席の変更を行います。

議席は会議規則第3条第3項の規定により、議長により変更いたします。

議席の変更については、河北町議会運営申合せ事項第1項により、抽せんにより変更いたします。

抽せんの順序は議席順に行います。

それでは、抽せんに入ります。

(議員順に抽せんする)

それでは、抽せんの結果について、事務局

長から報告させます。

○真木邦弘事務局長 おはようございます。

それでは、抽せんの結果についてご報告いたします。

1番 岡 田 桂 司 議員

2番 齋 藤 隆 議員

3番 榎 正 義 議員

4番 細 矢 誓 子 議員

5番 吉 田 芳 美 議員

6番 東海林 信 弘 議員

7番 阿 部 恭 平 議員

8番 松 田 收 作 議員

9番 丹 野 貞 子 議員

10番 木 村 章 一 議員

11番 石 垣 光 洋 議員

12番 佐 藤 修 二 議員

13番 漆 山 光 春 議員

以上のとおりでございます。

○漆山光春議長 ただいま、事務局長報告のとおり議席を変更いたします。

議席の交換は、氏名標をご持参の上、お願

いたします。

議席交換のため暫時休憩します。

休 憩 午前9時07分

再 開 午前9時08分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

11番 石 垣 光 洋 議員

1番 岡 田 桂 司 議員

の両名を指名します。

○漆山光春議長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前9時09分

再 開 午前9時17分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

ただいま、副議長佐藤修二議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を本日の議事日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を本日の議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

これから追加日程を配付させます。

暫時休憩します。

(事務局員、追加日程を配付する)

休 憩 午前9時18分

再 開 午前9時19分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

追加議事日程第1号に入ります。

○漆山光春議長 日程第1、副議長の辞職の許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤修二議員の退席を求めます。

(12番佐藤修二議員 退席)

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○真木邦弘事務局長 辞職願。

このたび、一身上の都合により、河北町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月7日。

河北町議会議長漆山光春様。

河北町議会副議長佐藤修二。

以上でございます。

○漆山光春議長 お諮りします。佐藤修二議員の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、佐藤修二議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

佐藤修二議員の着席を求めます。

(12番佐藤修二議員 着席)

ただいま副議長が欠けております。

お諮りします。副議長志願者の所信表明及び副議長の選挙を本日の議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長志願者の所信表明及び副議長の選挙を本日の議事日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

これから追加議事日程を配付させます。

暫時休憩します。

(事務局員、追加日程を配付する)

休 憩 午前9時22分

再 開 午前9時23分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

追加議事日程第2号に入ります。

○漆山光春議長 日程第1、副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、河北町議会基本条例第13条3項の規定により実施するもので、選出の過程を町民に明確にすることで、町民に分かりやすい副議長の選挙を行うことを目的とするものであります。

所信表明は1人10分以内でお願いします。

あらかじめ、2名の議員から申出がありますので、早速所信表明をお願いします。

最初、「5番吉田芳美議員」

○5番(吉田芳美議員) おはようございます。

河北町議会副議長選に立候補しました吉田芳美でございます。

平成27年に初当選し、現在2期目の68歳です。

立候補に当たり所信を述べさせていただきます。

最初に、基本的な考え方を申し上げ、次に副議長として議会力を高めるために何を成すべきかなど、私の思いを述べさせていただきます。

常任委員会では1期目、広報広聴並びに総務産業常任委員会の副委員長を仰せつかりました。そして、令和元年度、2年度は総務産業常任委員会委員長を拝命し、経験を積み重ね、所管の課題や予算、決算の事務調査など、委員各位の協力を得ながら、委員長として取り組んでまいりました。

次に、基本的な考え方を申し上げます。

漆山議長を今後2年間にわたり補佐する立場として、様々な局面で鋭意努力し、議会運

営を充実させ、さらに議会力を高めていくことが大きな役目であり責務と承知しております。

議員6年の学びと民間企業勤務で得たノウハウを生かし、議員各位と議論し、協調姿勢の下で務めを果たしていく所存でございます。

次に、直近の課題と認識について申し上げます。

新型コロナウイルス変異株が大都市圏から地方に急速に広まり、県内も拡大基調にあり、大変懸念しています。

コロナ終息が不透明な中、ワクチン接種が始まったことは希望の光と捉えています。経済的損失を被っている町民に対し、国、県、町の支援策が行き渡るように、行政とともに迅速な行動が必要と考えております。

次に、災害への備えについて。

昨年7月の豪雨災害において、河北町は県下一の甚大な被害で、今なお復旧・復興の途上と認識しております。

次に、人口減少社会におけるまちづくりの課題について申し上げます。

1年で300人を超える人口減少です。8次総合計画では、2040年、1万3,843人です。町民と認識を共有し、それらを踏まえた目指すべき将来の方向性の検討が議会も問われているのではないのでしょうか。

次に、新庁舎が9月30日に完成し、令和4年1月4日業務開始と聞いております。建物が新しくなるだけでなく、行政も議会も町民の福祉向上のサービスにつながる施策が問われていると考えております。

次に、議会力を高めるために何を成すべきかについて申し上げます。

議会運営委員として、漆山、榎両委員長の下で研さんを積みました。

議員2年目の平成30年、全国から視察が絶えない長野県飯綱町議会を視察、改革先導の

立て役者であった寺島議長よりいろいろなお話を伺いました。寺島議長は、議員活動は住民から見えにくい。何をやっているのかもよく分からない。そんな不信感から、住民が議会から遠ざかっている。そこを改善しなければならない。そのためには、町民を巻き込み、町全体で共通の課題を考えなければならない。そのためには、議員は政策立案していくことが求められると熱く語られました。

河北町議会は、以前より議会改革に取り組み、今、定例議会のネット中継などは飛躍的に伸長しております。

さらに議会に求められることは、今後、町長と対等な立場で町民に情報を広く提供し、課題、争点を示し、まちづくりの根幹に関わる政策に関しては、町長の意思に対して、議会としての意思を議論によって形成し、町民に示すことと考えております。無駄な予算には反対し、必要な予算には賛成する。是々非々の姿が本来の役割ではないでしょうか。

選挙で選ばれた議会議員は政策集団であるべきです。議員の一般質問には、行政側に対する強制力がないため、提案内容が実現するかどうかは行政側の判断になってしまうことが、議員としても限界ではありますが、だからといって、聞くだけの質問などでは、議会の中で議員としての発言する意味が薄いと考えております。

どの議員がどんな提案や追及をしているのか、町民には厳しい意味で叱咤激励をお願いしたいとも考えております。

議会の権限をきちんと活用して、条例の作成能力を磨きながら、一般質問では具体的な政策提言をしたり、問題点の本質を追及する議会、活動が重要な仕事と理解しております。

河北町議会も令和3年度、議会のICT化としてタブレット導入が決定しております。活動の効率化と見える化を加速させ、議会活

動が、見える、分かる、役に立つ議会を目指して取り組んでまいりたいと考えます。

最後になります。母親が2月に100歳の長寿で他界いたしました。私も母同様に健康体に恵まれているようです。議員の皆様、何とぞ副議長候補者吉田芳美へのご支援をいただきたく切にお願い申し上げまして、立候補の決意とさせていただきます。

ご清聴、誠にありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

○漆山光春議長 次に、「4番細矢誓子議員」

○4番（細矢誓子議員） このたび副議長に立候補しました細矢誓子です。

この場をお借りしまして、私の所信表明をさせていただきます。

これまで諸先輩の方々が副議長として議長を補佐し、活発に議会活動を支えてこられたことに深く敬意を表します。

私もその任の一端を果たすべきだと考えて、立候補の決意に至りました。

今、河北町では様々な課題を抱えています。例えば、人口減少や少子化の速度をいかに緩やかにできるのか、多発する自然災害に強いまちづくり対策は、コロナ対策を着々と推し進めることや、活発な地域経済の推進などをどのように進めていくのかなどが挙げられています。

議会はそれらの課題を町当局と一緒にあって、「町民が幸せに暮らせる河北町」という同じ目標に向かって活発に議会活動を展開し、意見を提言していくべきだと考えています。

また、長い間念願だったタブレット端末の導入もいよいよ始まり、時流に沿った議会活動が展開されます。円滑に運営されるよう努力してまいりたいと思います。

最近、議会傍聴者の数も増えつつあると認識しています。特に、女性の方々の数が増えていることを大変うれしく思っています。

新庁舎の完成を機会に、町民の皆様が議会にもっと関心を持っていただき、議会が皆様に、より身近な存在であることを感じていただけるように努力してまいりたいと思います。

無関心は町を駄目にします。議長を補佐し、議員各位の議会活動が円滑に展開できますよう努力してまいりたいと思います。

皆様のご理解とご支持をよろしくお願ひし、私の所信表明といたします。よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 以上で、副議長志願者の所信表明を終わります。

議員の皆様申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。志願者にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となっており、所信表明をした議員以外の議員に対する投票も有効ですので、ご承知おきください。

○漆山光春議長 日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は、投票による選挙と決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

(事務局員、議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は13名であります。

お諮りします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

6番 東海林 信 弘 議員

4番 細 矢 誓 子 議員

の両名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、立会人に6番東海林信弘議員、4番細矢誓子議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(事務局員、投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載願ひます。

投票箱を改めさせます。

(事務局員、投票箱を改める)

異状ありませんか。

(「異状なし」の声あり)

異状なしと認めます。

これから投票を行います。

議席順に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これから開票を行います。6番東海林信弘議員、4番細矢誓子議員の開票立会いを願ひいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 13票

有効投票中

4番 細矢誓子議員 9票

5番 吉田芳美議員 4票

です。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、4番細矢誓子議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局員、議場の閉鎖を解く)

ただいま、副議長に当選されました4番細矢誓子議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

ここで、4番細矢誓子議員の副議長当選承諾及び就任のご挨拶をお願いします。

○4番(細矢誓子議員) 皆様の大変力強いご指示をいただきまして、副議長という大役を仰せつかりました。

今、その重責を果たすべく、所信表明に申し上げます気持ちをしっかり持ち続け、精いっぱい努めてまいりたいと思います。

皆様のご指導、ご鞭撻、これからもどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○漆山光春議長 次に、前副議長の佐藤修二議員から退任のご挨拶をお願いします。

12番佐藤修二議員、ご登壇願います。

○12番(佐藤修二議員) 2年間という、長くもあり短くもある期間でありました。副議長の責任を全うさせていただきました。それにつきましては、非常に皆さんからご協力をいただき、温かく支えていただいたことで、心から感謝を申し上げます。

思い出すと、最初の1年目は、村山地区の各議会を訪問したり、交流したり、次の2年目はコロナと災害に明け暮れた1年で、ほとんど対外的なことは何もできないという、全く1年目と2年目は違う冒頭だったわけですが、自分でどこまでできたか分かりませんが、とにかく自分なりに全うできたことは、ひとえに皆さんのご協力のたまものと心から感謝を申し上げ、本当にありがとうございました。

退任の挨拶とします。

○漆山光春議長 以上で、副議長の選挙を終わります。

○漆山光春議長 ここで議席の変更を行います。

12番佐藤修二議員は4番の議席へ、4番細矢誓子議員は12番の議席へ変更します。

○漆山光春議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第4 1号 河北町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分について

議第4 2号 令和3年度河北町一般会計第2回補正予算について

議第4 3号 損害賠償の額の決定について

議第4 4号 損害賠償の額の決定について

議第4 5号 損害賠償の額の決定について
以上、5議案を一括上程します。

○漆山光春議長 日程第5、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和3年5月河北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中お集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

本日の議案について、提案理由の説明を申し上げる前に、4月1日付で職員の人事異動を発令いたしましたので、課長級の異動内容についてご報告申し上げます。

今回、新たに特命業務を冠する監の職を設け、防災・危機管理監兼総務課長兼新庁舎建設課長に後藤浩、政策推進監兼企画財政課長に牧野隆博を充てるとともに、まちづくり推進課長に宇野勝、会計課長に岸康彦、学校教育課長に鈴木淳子、生涯学習課長に秋場弘昭を充てております。また、真木秀章を総務課主幹兼豪雨災害復旧・復興推進室長兼防災危機管理室長として任命し、豪雨災害復旧・復興担当の総務課主幹に、新たに下水道課長今部憲治を兼務発令したところであります。

それでは、本日ご提案申し上げております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第41号河北町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正内容につきましては、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除を拡充、延長するとともに、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長及びグリーン化特例の見直しを行うものであります。

そのほか、町税条例において適用する地方税法等の条項のずれによる改正や文言の整理を行ったものであります。

以上が専決処分をさせていただきました主な内容であります。

次に、議第42号令和3年度河北町一般会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,111万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億9,110万1,000円とするものであります。

それでは、歳出から順を追って申し上げます。

2款総務費の総務管理費及び3款民生費の社会福祉費では、令和2年度中に発生した物損事故に係る損害への賠償金を追加するものであります。

7款商工費の商工費では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける町内事業者の事業継続に係る支援を実施するための費用を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

15款国庫支出金では、歳出に合わせて、新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものであります。

19款繰入金では、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

21款諸収入では、令和2年度中に発生した事故に係る保険給付金を追加するものであります。

以上が、令和3年度河北町一般会計第2回補正予算の概要であります。

次に、議第43号損害賠償の額の決定について申し上げます。

町道大辻北口線の交差点において発生した物損事故に基づく損害賠償の額を決定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

次に、議第44号損害賠償の額の決定について申し上げます。

河北町コミュニティセンターの駐車場において発生した物損事故に基づく損害賠償の額を決定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

次に、議第45号損害賠償の額の決定について申し上げます。

議第44号に同じく、河北町コミュニティセンターの駐車場において発生した物損事故に基づく損害賠償の額を決定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました5議案についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○漆山光春議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

○漆山光春議長 日程第6、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

最初に、議第41号河北町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作税務町民課長」

○矢作勲税務町民課長 それでは、議第41号河北町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和3年度の税制改正に伴いまして、地方税法の一部を改正する法律等が公布及び施行されたことを受けて、町税条例の一部を改正するものであります。

このたびの改正条文は、第1条から第2条までの構成となっており、初めに第1条改正からご説明申し上げます。

第28条の2第4項は、法改正に伴う規定の整備で、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の電子提出の際の税務署長の承認を廃止する措置であります。

第28条の3第4項は、法改正に伴う規定の整備で、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出の際の税務署長の承認を廃止する措置でございます。

第42条の8第1項第1号は、法改正に伴う規定の整備で、個人町民税に係る退職所得申告書の定義でございます。

第42条の9第3項及び第4項は、法改正に伴う規定の整備で、個人町民税に係る退職所得申告書の電子提出の際の税務署長の承認を廃止する措置であります。

第62条の5第1項第1号は、法改正に伴う規定の整備で、軽自動車税の環境性能割の税率について、読替規定を対象に追加するもの

であります。

附則第7条の2第3項から第7項までは、固定資産税に関し、法改正に伴う規定の整備及び項ずれに伴う措置を行うものであります。

附則第8条は、法改正に伴う規定の整備で、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の定義でございます。

附則第8条の2は、法改正に伴う規定の整備で、固定資産税における土地の価格の特例の定義でございます。

附則第9条は、法改正に伴う規定の整備で、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例の定義であります。

附則第9条の2は、法改正に伴う規定の整備で、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の経過措置の定義であります。

附則第10条は、法改正に伴う規定の整備で、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例の定義であります。

附則第12条は、法改正に伴う規定の整備で、特別土地保有税の課税の特例の定義であります。

附則第12条の2は、法改正に伴う規定の整備で、軽自動車税の環境性能割の非課税の定義で、臨時的軽減期限を9か月延長するものであります。

附則第12条の2の2第2項は、法改正に伴う規定の整備で、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の定義で、読替規定を対象に追加するものであります。

附則第13条第1項から第8項までは、法改正に伴う規定の整備及び項ずれの対応で、軽自動車税の種別割の税率の特例の定義で、グリーン化特例のうち50%及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものであります。

附則第13条の2第1項は、法改正に伴う規

定の整備及び項ずれの対応で、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の定義であります。

附則第18条から第21条の2は、法改正に伴う規定の整備で、宅地等に対して課する各年度分の都市計画税の特例の定義であります。

附則第22条は、法改正に伴う規定の整備で、農地に対して課する各年度分の都市計画税の特例の定義であります。

附則第25条は、法改正に伴う規定の整備で、土地または家屋に課する都市計画税の課税標準の特例の定義であります。

附則第26条は、法改正に伴う規定の整備で、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する各年度分の都市計画税に関する経過措置の定義であります。

附則第30条第2項は、法改正に伴う規定の整備で、新型コロナウイルス感染症に係る個人町民税の住宅借入金等特別税額控除期間の13年間の特例について延長し、令和4年12月31日までの入居分を対象とするものであります。

次に、第2条改正についてご説明申し上げます。

個人町民税において、令和2年条例第10号第2条のうち、第39条第10項、第16項、第40条第4項、第40条の2第3項及び附則第2条の3第1項から第2項について、法改正に伴う規定の整備及び項ずれの対応を行うものであります。

本則の附則第1条は施行期日を定め、第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置、第5条は都市計画税に関する経過措置であります。

以上が、専決処分させていただきました主な内容であります。よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第41号河北町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分については、原案のとおり承認することに決定しました。

○漆山光春議長 次に、議事の都合上、令和3年度河北町一般会計第2回補正予算に関する議案について先議します。

最初に、議第43号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「堀米健康福祉課長」

○堀米清也健康福祉課長 議第43号損害賠償の額の決定について申し上げます。

去る令和3年1月13日、午後零時30分頃、河北町下工南地内の町道大辻北口線と町道所岡北口通り線の交差点において、優先道路を北進していた町所有の軽トラックと天童市乱川二丁目1番の3、ビレッジプラザ3、106在住の松永道男氏所有の乗用車が出会い頭に衝突し、相手車の後部左側と町所有の軽トラック左前方が接触したものであります。

このたび示談が成立し、その結果、町の負担として1万6,962円が発生したもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものであります。

今後、車を運転する際は十分注意し、交通

安全に努めてまいりたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第43号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第44号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 議第44号損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

令和2年12月18日、午後9時15分頃、河北町コミュニティセンターの駐車場において、河北町谷地中央二丁目2番地の5、渡部利之氏が所有する自家用車にコミュニティセンターの屋根に積もっていた雪が落下し、東側に駐車していた車が破損いたしました。

このことにより、町の負担として58万9,716円が発生したところであります。

今後、これまで以上に施設の安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第44号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第45号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 議第45号損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

議第44号に同じく、令和2年12月18日、午後9時15分頃、河北町コミュニティセンターの駐車場において、河北町谷地丙1195番地2、中村ハルエ氏が所有する自家用車にコミュニティセンターの屋根に積もっていた雪が落下し、東側に駐車していた車が破損いたしました。

このことにより、町の負担として51万122円が発生したところであります。

今後、これまで以上に施設の安全管理の徹底に努めてまいります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第45号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第42号令和3年度河北町一般会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(10番の通告あり)

10番、落ちありませんか。

それでは、「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 一般会計第2回補正予算について質疑いたします。

10ページの歳出、7款1項2目で河北町持続化支援金が予算化されておりますけれども、改めてお聞きしたいんですが、対象となる事業者はどういう方々か、町内の全事業者ということでもいいのかどうかですね。それと、その中でも、どんな要件に合致する場合に持続化支援金の給付対象になるのかということについても説明を求めます。

さらに、どういった算出、算定で支援金の額を決定するのかについてもお伺いしたいと思います。

さらに、申請窓口でありますけれども、町の商工観光課と、あと商工会などでも窓口となるのかどうかお聞きしたいと思います。

さらに、申請の受付期間はいつからいつまでということなのか。お聞きしたいと思います。

さらに、支援金の支出はどんなタイミングで、申請が行われてからどのぐらいのタイミングで支援、支出されるのかお聞きしておきたい。

以上、お聞きします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 持続化支援金交付事業についてお答えいたします。

初めに、対象者でございますけれども、令和3年3月から5月までの間の3か月間の総売上げが前年同月比または前々同年月比で30%以上減少した法人及び個人、こちらは農業法人は含んでおりませんが、そちらが対象者となります。

続きまして、支援額でございますけれども、その算出方法ですが、前々年同月となりますと、平成31年3月から令和元年5月まで、または令和2年3月から令和2年5月の売上げ月平均額から、令和3年3月から令和3年5月の売上げ月平均額を差し引いた額の30%に相当する額といたします。ただし、1,000円未満切捨てで、上限を30万円と考えております。

窓口でございますけれども、基本的には商工観光課が窓口となりますが、商工会の協力も得ながら進めていきたいと考えております。

受付期間でございますけれども、こちらにつきましては6月いっぱいを考えているところでございます。

また、支出でございますけれども、こちらにつきましては、受付し、審査をした結果、該当するとなった場合には、随時、伝票で精算していきたいと考えております。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番(木村章一議員) 今が5月ですけれども、今年の3月、4月、今の5月までが対象で、ここで前年または前々年に対して3割以上の売上げ減があった方が対象だということです。6月1日から6月末までの申請受付ということで、まとめるのにも少し時間がかかる方もいらっしゃるかもしれませんが、6月末というものはちょっと締切りがきついなんていうことはないのかということをお聞きしたいと思います。

さらに、支出は随時ということですが、以前の支援金、給付金などで、申請をしてから、行政としては非常に大変だと思うんですけども、支出まで少し時間がかかるなんていうことはなかったのかどうか。その辺のしっかり対応をしていく体制なども十分に準備しているのかどうか。その辺について、申請の受付体制についてもお聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 初めに、この6月末までというふうなことでございますけれども、こちらにつきましては、今の案としましては6月末というようなことで、実は7月からかほくほくほく券の応援券事業が始まりますので、その前に事業者のほうの負担を軽減するためにも、この時期で終わらせたいというふうなところがございます。

それと、担当の係員2人体制で今やっているとございまして、400社ほどを想定しているところでございますけれども、これまでの経験を踏まえまして、できるだけ早く事業者のほうに支援金が届くというふうなことを考えまして、随時、伝票で処理していきたいということを考えているところでございます。

○漆山光春議長 「10番木村章一議員」

○10番（木村章一議員） 事務を早く終わらせるためにも、可能であれば商工会などの協力を得ると、そんな答弁ありますけれども、そういった形で、担当の商工観光課窓口の届くときには、しっかりと問題なく整理されているというふうにするには、商工会などでの受付をしてもらうということも一つ、全体の作業効率を上げる方法かと思うんですが、それについてはしっかりと、まだめどは立っていないのでしょうか、商工会の協力を受けるといふことについて。いかがですか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 こちらにつきましては、方法も含めまして、商工会の協力を得るといふようなことで話は進んでおりますけれども、具体的な事務の流れにつきましては、今から細かいところにつきましては詰めていきたいと考えております。

それと、すみません、先ほどの質問の内容で足りなかったところですが、申請でございまして、想定が400社というふうなことでございますので、基本的には郵送で申請ということを考えているところでございます。コロナ禍ということもありますので、基本的には郵送ということと考えているところでございます。

○漆山光春議長 以上で、10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第42号令和3年度河北町一般会計第2回補正予算については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 日程第7、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の任期は、河北町議会委員会条例第3条第1項の規定により2年となっております。委員の選任については、先例により正副議長で協議し、3名の議員を指名し、それに正副議長が加わった5名で選考委員会を構成し、各議員の希望を参考にして指名推選したいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任については、正副議長で協議し、3名の議員を指名し、それに正副議長が加わった選考委員会で、各議員の希望を参考にして指名することに決定しました。

ここで議長から申し上げます。

真木監査委員は都合によりこれから欠席となりますので、ご了承願います。

また、これから日程第11までは、議会の構成に関することでもありますので、執行部については連絡を申し上げるまで、それぞれの職場で待機してください。

ここで、正副議長協議のため暫時休憩します。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時35分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

正副議長協議の結果について、副議長から報告願います。

「12番細矢誓子議員」

○12番(細矢誓子議員) 選考委員を、議長と慎重に協議しました結果をご報告いたします。

選考委員には、

2番 齋藤 隆 議員

4番 佐藤 修二 議員

6番 東海林 信弘 議員

以上の3名を選任いたしますので、よろしくお願いたします。

○漆山光春議長 ただいま、副議長から報告申し上げますとおおり、3名を総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任の選考委員に指名します。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、副議長報告の3名に正副議長が加わった選考委員会で、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員を選任することに決定しました。

それでは、お手元に配付しております常任委員会委員希望書に希望する常任委員会名を記入くださるようお願いいたします。

(希望委員会名を記入)

記入漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、回収します。

(事務局員、希望書を回収)

これから選考委員会を開催します。

選考委員は委員会室にお集まりください。

それでは、選考が終了するまで休憩します。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時57分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選考の結果について、副議長から報告願います。

「12番細矢誓子議員」

○12番(細矢誓子議員) 各常任委員会委員の選考結果についてご報告いたします。

まず、所属委員会の希望結果であります。

総務産業常任委員会7名、厚生文教常任委員会6名でありました。

したがって、委員在職年数等を勘案しながら慎重に協議した結果、次のとおり選考しましたのでご報告申し上げます。

総務産業常任委員会委員には、

5番 吉田 芳美 議員

7番 阿部 恭平 議員

8番 松田 收作 議員

9番 丹野 貞子 議員

10番 木村 章一 議員

11番 石垣 光洋 議員

13番 漆山 光春 議員

以上、7名であります。

厚生文教常任委員会委員には、

- 1 番 岡 田 桂 司 議員
- 2 番 齋 藤 隆 議員
- 3 番 榎 正 義 議員
- 4 番 佐 藤 修 二 議員
- 6 番 東海林 信 弘 議員
- 1 2 番 細 矢 誓 子 議員

であります。

以上、6名であります。

報告を終わります。

○漆山光春議長 総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員については、河北町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名します。ただいま、副議長の報告のとおり、指名したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員については、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員名簿を配付させます。

暫時休憩します。

(事務局員、名簿の配付)

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時02分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第8、議長の常任委員会委員辞退の同意についてであります。

委員会条例により、議会の公平、公正を図るなどのため、私は総務産業常任委員会委員を辞退したいと思います。

本件は、私の一身上の都合でありますので、副議長と交代したいと思います。

このまま休憩します。

(議長は議場から退席、副議長が議長席に

着く)

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時03分

○細矢誓子副議長 休憩を解いて再開いたします。議長と交代しました。

会議を続行します。

先ほど、議長が総務産業常任委員会委員に選任されましたが、これを辞退したい旨の申入れがありました。

この申入れについてお諮りいたします。議長の申入れについて同意を与えたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の総務産業常任委員会委員の辞退の申入れについては、同意することに決定しました。

ここで議長と交代します。

このまま休憩します。

(副議長は自席へ、議長は議長席に着く)

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時04分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第9、広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

申合せにより、広報広聴常任委員会委員は広報広聴常任委員会を除く各常任委員会からおのおの3名を選出し、議会運営委員会委員については広報広聴常任委員会を除く各常任委員会からおのおの3名を選出し、うち1名は委員長とすることになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会の正副委員長の互選等も含め、河北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会を直ちに招集しますので、総務産

業常任委員会委員は議員控室に、厚生文教常任委員会委員は委員会室にご参集ください。

委員会が終了するまで休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時35分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告します。

総務産業常任委員会委員長に、

9番 丹野 貞子 議員

副委員長に、

7番 阿部 恭平 議員

厚生文教常任委員会委員長に、

6番 東海林 信弘 議員

副委員長に、

2番 齋藤 隆 議員

以上のとおり、それぞれ互選された旨の報告がありました。

それでは、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会委員の選任の結果について報告願います。

最初に、総務産業常任委員会から報告をお願いします。

「9番丹野貞子議員」

○9番（丹野貞子議員） それでは、総務産業常任委員会の広報広聴常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任の結果についてご報告いたします。

広報広聴常任委員会委員に、

5番 吉田 芳美 議員

10番 木村 章一 議員

11番 石垣 光洋 議員

を選任いたしました。

議会運営委員会委員に、

7番 阿部 恭平 議員

8番 松田 收作 議員

9番 丹野 貞子 議員
を選任いたしました。

以上で、総務産業常任委員会からの報告を終わります。

○漆山光春議長 次に、「6番東海林信弘議員」

○6番（東海林信弘議員） それでは、厚生文教常任委員会の広報広聴常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任の結果についてご報告いたします

広報広聴常任委員会委員に、

2番 齋藤 隆 議員

4番 佐藤 修二 議員

12番 細矢 誓子 議員

を選任いたしました。

議会運営委員会委員に、

1番 岡田 桂司 議員

3番 榎 正義 議員

6番 東海林 信弘 議員

を選任いたしました。

以上で、厚生文教常任委員会からの報告を終わります。

○漆山光春議長 広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員については、河北町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名します。ただいまの報告のとおり指名したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、広報広聴常任委員会委員及び議会運営委員会委員については、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで、河北町議会委員会条例第8条の規定により、議長において広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選等のため、委員会を直ちに招集しますので、広報広聴常任委員会委員は議員控室に、議会運営委員会委員は委員会室にご参集ください。

委員会が終了するまで休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時53分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について、議長から報告します。

広報広聴常任委員会委員長に、

10番 木村章一 議員

副委員長に、

5番 吉田芳美 議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果について、議長から報告します。

議会運営委員会委員長に、

3番 榎正義 議員

副委員長に、

8番 松田收作 議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議長から申し上げます。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第10、組合議会議員の選挙及び日程第11、議会選出各委員等の選挙を行います。

お諮りします。本件については、指名推選の方法によることとし、指名推選の方法については、日程第7、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任についての選考委員によって選考したいと思います、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、組合議会議員の選挙及び議会選出各委員等の選挙については、日程第7、総務産業常任委員会委員及び厚生文教常任委員会委員の選任についての選考委員による指名推選の方法とします。

選考委員は委員会室にお集まり願います。

選考が終了するまで休憩します。

休憩 午後1時01分

再開 午後2時31分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

組合議会議員及び議会選出各委員等の選考結果について、副議長から報告をお願いします。

「12番細矢誓子議員」

○12番(細矢誓子議員) 組合議会議員及び議会選出各委員等の選考結果についてご報告申し上げます。

東根市外二市一町共立衛生処理組合議会議員には、

2番 齋藤隆 議員

4番 佐藤修二 議員

12番 細矢誓子 議員

西村山広域行政事務組合議会議員には、

9番 丹野貞子 議員

10番 木村章一 議員

13番 漆山光春 議員

河北町ほか2市広域斎場事務組合議会議員には、

8番 松田收作 議員

11番 石垣光洋 議員

13番 漆山光春 議員

国道112号・287号・48号山形中央横断道路整備促進期成同盟会委員には、

5番 吉田芳美 議員

6番 東海林信弘 議員

7番 阿部恭平 議員

10番 木村章一 議員

11番 石垣光洋 議員

12番 細 矢 誓 子 議員
白水川改修促進期成同盟会委員には、

3番 榎 正 義 議員

7番 阿 部 恭 平 議員

8番 松 田 收 作 議員

田井橋再架促進期成同盟会委員には、

5番 吉 田 芳 美 議員

9番 丹 野 貞 子 議員

10番 木 村 章 一 議員

11番 石 垣 光 洋 議員

12番 細 矢 誓 子 議員

13番 漆 山 光 春 議員

最上川上流村山地区改修期成同盟会委員には、

13番 漆 山 光 春 議員

国道287号西村山地区、主要地方道天童寒河江線・天童大江線整備促進期成同盟会委員には、

13番 漆 山 光 春 議員

国道287号谷地橋四車線化促進期成同盟会委員には、

3番 榎 正 義 議員

4番 佐 藤 修 二 議員

5番 吉 田 芳 美 議員

6番 東海林 信 弘 議員

7番 阿 部 恭 平 議員

13番 漆 山 光 春 議員

河北町社会福祉協議会理事には、

6番 東海林 信 弘 議員

河北町社会福祉協議会評議員には、

9番 丹 野 貞 子 議員

以上のとおり選考いたしました。以上、ご報告申し上げます。

○漆山光春議長 ただいま、組合議会議員及び議会選出各委員等の選考結果について報告がありました。

お諮りします。ただいま、副議長から報告がありましたとおり当選人と決するに異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、組合議会議員及び議会選出各委員等は副議長から報告ありましたとおり当選されました。

ただいま当選されました方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。よろしくお願ひします。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会にご協議をお願いしたい事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いいたします。議会運営委員会委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午後2時36分

再 開 午後2時47分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可について及び閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可について、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでこのまま休憩します。

(事務局員、追加日程を配付する)

休 憩 午後2時48分

再開 午後2時49分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○漆山光春議長 日程第12、町長委嘱選任の各種委員等の報告であります。

町長から町長委嘱の各種委員等について報告したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 それでは、町長委嘱選任の各種委員につきまして申し上げますので、何とぞご了解いただきたいと存じます。

河北町農政調査会委員には、

11番 石垣光洋 議員

河北町民生委員推薦会委員には、

2番 齋藤隆 議員

4番 佐藤修二 議員

河北町水防協議会委員には、

8番 松田收作 議員

9番 丹野貞子 議員

河北町都市計画審議会委員には、

2番 齋藤隆 議員

3番 植正義 議員

河北町土地開発公社理事には、

5番 吉田芳美 議員

7番 阿部恭平 議員

12番 細矢誓子 議員

河北町土地開発公社監事には、

6番 東海林信弘 議員

河北町交通安全推進協議会理事には、

10番 木村章一 議員

以上のとおり選任いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

○漆山光春議長 以上で、町長委嘱選任の各種委員等の報告を終わります。

ここで、組合議会議員、議会選出各委員等及び町長委嘱の各種委員等の一覧表を作成しておりますので配付させます。

暫時休憩します。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時52分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

追加議事日程第3号に入ります。

○漆山光春議長 日程第1、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可についてを議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可について申出があります。これを許可したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については許可することに決定しました。

○漆山光春議長 日程第2、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可についてを議題とします。

お諮りします。議長から議会運営委員会に閉会中の次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項、議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案について議会運営委員会に付託することに決定しました。

○漆山光春議長 以上で、本臨時会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、令和3年5月河北町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

午後2時54分 閉会

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和3年5月

河北町議会議長

河北町議会副議長

河北町議会署名議員

河北町議会署名議員

